

## 次世代のデジタルイノベーターコンテスト開催業務プロポーザル応募要項

### 第1 目的

この要項は、「次世代のデジタルイノベーターコンテスト開催業務」を委託する者を選定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

### 第2 業務名

次世代のデジタルイノベーターコンテスト開催業務

### 第3 業務内容

仕様書のとおり

### 第4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 第5 予算限度額

7,766,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 第6 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。
- 2 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

### 第7 参加申込手続

- 1 提出書類 「参加表明書」（様式第1号）
- 2 提出部数 1部
- 3 提出方法 持参、郵送又は電子メール送信  
（郵送又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること）
- 4 提出場所 教育情報化推進室
- 5 提出期限 令和7年5月2日（金）午後5時まで

### 第8 提案書の提出手続

- 1 提出書類 「第9 提出書類」のとおり
- 2 提出部数 各10部、左側を2箇所ホッチキスで留める。パンフレット等ホッチキス留め

できないものは別にし、各10部提出。

- 3 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること）
- 4 提出場所 教育情報化推進室
- 5 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで

## 第9 提出書類

### 1 提案書

以下の事項について提案すること。

番号	区分	内容
1	提案概要	○提案の概要、業務実施における基本的な考え方
2	実施体制	○業務を効果的に実施するためのプロジェクト体制等
3	コンテスト	○コンテストの企画内容・運営方法 ○コンテストへの参加促進
4	ワークショップ	○ワークショップによる応募作品の洗練 ○ワークショップへの参加促進
5	児童生徒の成長	○コンテスト、ワークショップへの参加を通じて、児童生徒はどのような成長が可能か ○その他のデジタル活用推進・成長につながる取組

### 2 会社概要（様式第3号）

### 3 経費見積書（様式第4号）

### 4 業務体制及び情報セキュリティに関する会社独自のマニュアルや基準等

- ※ 提案書は表紙（様式第2号）以外、様式自由とするが、サイズは原則としてA4判とし、A3判を用いる場合は折込みの上、編さんすること。

## 第10 質問及び回答

- 1 質問事項は、質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめて記載し、令和7年4月23日（水）午後5時までに教育情報化推進室へ電子メールにて送付すること（電話不可）。
- 2 回答は、令和7年4月30日（水）午後5時までに参加表明書提出者全員に電子メールにて送付する。

## 第11 プレゼンテーションの実施

### 1 対象者 第9により提案書を提出した者

### 2 日時 令和7年5月20日（火）予定

※参加者数が決定次第、日時を調整した上で別途連絡

### 3 場所 原則としてオンラインで実施

### 4 実施方法

- (1) 審査時間は約25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答10分程度）とする。
- (2) 企画提案者側のオンライン会議に必要なインターネット通信環境及び機材（パソコン、カメラ、マイク等）は、企画提案者において用意すること。

- (3) オンライン会議は、Microsoft Teams にて実施する。企画提案者側でのライセンス取得は不要。担当者と調整の上、事前に接続テストを実施する。

## 5 留意事項

- (1) 参加表明書、提案書の作成及びプレゼンテーション参加に要する経費は参加者の負担とする。
- (2) 提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、実施可能なものとする。また、見積金額（内訳）は、提案書の内容に基づくものとする。
- (3) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となること。
- ア 提案書を提出期限後に提出した場合
  - イ 提案書に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 本応募要項に違反すると認められる場合
  - オ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (4) 参加者は、複数の提案書を提出することはできないこと。
- (5) 提出期限後の提案書の変更、差替え、若しくは再提出は認めないこと（誤字・脱字等軽微なものを除く。）。なお、採用の有無に関わらず、提案書は返却しないものとする。
- (6) 参加表明書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）によりプレゼンテーションの実施日の前日までに教育情報化推進室へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。（郵送又は電子メール送信の場合は事前に電話にて連絡すること）

## 第12 審査選考

### 1 最優秀提案者の決定

次世代のデジタルイノベーターコンテスト開催業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を次項の審査基準に基づき実施し、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を最優秀提案者として決定する。

### 2 審査基準

次世代のデジタルイノベーターコンテスト開催業務審査基準（別紙）に掲げる5項目

- (1) 提案の妥当性・優位性
- (2) 体制・経費の妥当性・優位性
- (3) コンテストの企画、広報、応募作品受付、最終審査会の開催
- (4) 応募作品作成支援を目的としたワークショップの開催
- (5) 生徒の成長を考慮した提案となっているか

### 3 審査結果

審査の結果については、令和7年5月23日（金）までに文書により通知する。

## 第13 契約の事務手続等

### 1 契約の締結

原則として、最優秀提案者として決定された者と提案書及び仕様書等の内容を確認し契約締結の協議を行う。当該協議が不調のときは、全審査委員の合計評価点数が合計配点数の6割以上の者で、合計評価点数が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

## 2 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 3 委託料の支払

業務が終了した後に、別に定める委託業務完了報告書に基づき確認を行い、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

## 第14 その他

- 1 この手続に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- 2 県は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、計画を変更又は中止することがある。

## 第15 事務局（参加表明書等提出先）

山口県教育庁教育情報化推進室

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

電話 083-933-4493、電子メール a501003@pref.yamaguchi.lg.jp